

## 大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の一部が平成30年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年5月15日

大阪市長 吉 村 洋 文

## 大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条中第7項を第9項とし、同条第6項中「前項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第55条第4項」を「第55条第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、第3項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第6項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第6項の

申告書の提出期限までの期間」と読み替える。

第14条中第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、第3項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から次項の申告書の提出期限までの期間」と読み替える。

第15条中「第5項」を「第6項」に改める。

第55条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第1項の次に次の2項を加える。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項に規定するところにより、控除すべき額を当該事業年度又は連結事業年度の前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項に規定するところにより、控除すべき額を当該事業年度又は連結事業年度の第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

附則第4条第2項及び第5条中「第5項」を「第6項」に改める。

附則第17条中第3項を削り、同条第4項中「第15条第2項第7号」を「第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同条第10項中「第14項」を「第12項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第11項から第13項までを1項ずつ繰り上げ、第14項を削り、第15項を第13項とし、第16項から第18項までを2項ずつ繰り上げ、同条第19項中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改め、同項を同条第17項とする。

附則第19条を次のように改める。

#### 第19条 削除

附則第26条の見出しを「(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同条中「平成29年度分」を「平成30年度から平成32年度までの各年度分」に改める。

附則第27条の見出しを「(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同条中「平成29年度分」を「平成30年度から平成32年度までの各年度分」に改める。

附則第30条の見出しを「(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)」に改め、同条中「平成29年度分」を「平成30年度から平成32年度までの各年度分」に改める。

附則第31条の見出しを「(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)」に改め、同条中「平成29年度分」を「平成30年度から平成32年度までの各年度分」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大阪市市税条例（以下

「新条例」という。)の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第14条第5項及び第7項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第4項及び第6項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(延滞金)

第14条 省 略

2 - 4 省 略

5 第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、第3項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が次項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から次項の申告書の提出期限までの期間」と読み替える。

5 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同  
6

法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係（法第321条の8第4項に規定する連結完全支配関係をいう。第55条第4項において同じ。）が  
**第6項**

ある連結子法人（法第321条の8第2項に規定する連結子法人をいう。第55条第4項において  
**第6項**  
同じ。）（法第321条の8第4項に規定する連結申告法人に限る。第55条第4項において同じ。）  
**第6項**

は、当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。  
以下この項及び第55条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年  
**第6項**

度に該当する期間に限る。以下この項及び第55条第4項において同じ。）でその適用に係るも  
**第6項**

の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

7 第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、第3項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第6項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第6項の申告書の提出期限までの期間」と読み替える。

6  
8 市長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項に規定する納期限、第4項に規定する日又は前項に規定する日までに税金を納付しなかったこと又は納入金を納入しなかったことについて6項やむを得ない理由があると認める場合には、申請に基づき、第1項、第4項又は前項の規定第6項による延滞金額を減免することができる。

7  
9 省 略

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第15条 前条第1項、第4項及び第5項に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める第6項

年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（法人の市民税の申告納付等）

第55条 省 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項に規定するところにより、控除すべき額を当該事業年度又は連結事業年度の前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項に規定するところにより、控除すべき額を当該事業年度又は連結事業年度の第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

2  
4 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法第321条 内国法人

条の8 第24項に規定する外国の法人税等を課された場合には、同項に規定するところにより、  
第26項

控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第1項

3 - 4 省 略  
5 6

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条 省 略

2 当分の間、第14条第4項及び第5項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これら  
第6項

の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(法人の市民税の法人税割の納期限の延長に係る延滞金の特例)

第5条 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第14条第4項及び第5項に規定する延滞金の年7.3  
第6項

パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 省 略

2 省 略

3 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は、4分の3とする。  
3 第6号

5 - 9 省 略  
4 8

10 法附則第15条第32項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特  
9

定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第14項までにおいて同じ。）に係る同号の条  
第12項

例で定める割合は、3分の2とする。

11 - 13 省 略  
10 12

14 法附則第15条第32項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 - 18 省 略  
13 16

19 法附則第15条の8第4項の条例で定める割合は、3分の2とする。  
17 第2項

(特定市街化区域農地であった土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申請)

第19条 法附則第15条の8第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、同条第1項に削除

規定する貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 土地の所在

(3) 政令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分

(4) その他市長が必要と認める事項

(宅地等に対して課する平成29年度分 の固定資産税の特例)  
平成30年度から平成32年度までの各年度分

第26条 宅地等に係る平成29年度分 の固定資産税の額については、  
平成30年度から平成32年度までの各年度分

法附則第18条及び第18条の3に定めるところによる。

(農地に対して課する平成29年度分 の固定資産税の特例)  
平成30年度から平成32年度までの各年度分

第27条 農地に係る平成29年度分 の固定資産税の額については、法  
平成30年度から平成32年度までの各年度分

附則第19条に定めるところによる。

(宅地等に対して課する平成29年度分 の都市計画税の特例)  
平成30年度から平成32年度までの各年度分

第30条 宅地等に係る平成29年度分 の都市計画税の額については、  
平成30年度から平成32年度までの各年度分

法附則第25条及び第25条の3に定めるところによる。

(農地に対して課する平成29年度分 の都市計画税の特例)  
平成30年度から平成32年度までの各年度分



第31条 農地に係る平成29年度分の都市計画税の額については、法  
平成30年度から平成32年度までの各年度分  
附則第26条に定めるところによる。

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略